

公益社団法人日本鑄造工学会関西支部

関西支部規則(案)

昭和 7 年 6 月 28 日 制 定
昭和 44 年 6 月 18 日 改正制定
昭和 45 年 6 月 16 日 改 定
昭和 53 年 6 月 5 日 改 定
昭和 59 年 6 月 8 日 改 定
平成 7 年 7 月 1 日 改 定
平成 22 年 4 月 17 日 改 定
平成 23 年 11 月 29 日 改正制定

第 1 章 総 則

第 1 条 当支部は公益社団法人日本鑄造工学会関西支部（以下単に支部という）と称する。

第 2 条 当支部は下記事業を行う。
1. 学術講演会、研究会、講習会、展示会及び見学会等の開催
2. 調査研究及び相談活動
3. 支部功労者及び優秀技術者の表彰並びに奨励
4. 資料の編集配布及び刊行物の発行
5. その他適当と認められる事業

第 3 条 当支部事務所は大阪府内に置く。ただし必要と認める場合は他の関西地区内に置くことができる。

第 4 条 当支部会員は大阪、京都の 2 府及び兵庫、滋賀、和歌山、奈良の 4 県に在住する会員をもって組織する。

第 2 章 構 成 員

第 5 条 支部の構成員は次の 2 種とする。
1. 日本鑄造工学会会員 2. 支部賛助会

第 6 条 構成員の資格
1. 日本鑄造工学会会員
1) 正会員 支部に所属する日本鑄造工学会正会員
2) 維持会員 支部に所属する日本鑄造工学会維持会員
3) 名誉会員 支部に所属する日本鑄造工学会名誉会員
4) 学生会員 支部に所属する日本鑄造工学会学生会員
2. 支部賛助会
当支部の趣旨に賛同する鑄物関係の事業、又はこれに関連する法人及び個人

第 3 章 役 員

第 7 条 当支部に下記の役員を置く。
①支部長 1 名 ②副支部長 1 名 ③顧問 若干名 ④理事 30 名以内
⑤監事 3 名以内 ⑥代議員 100 名以内 ⑦総務幹事 2 名

第 8 条 代議員は第 2 章に規定する正会員及び維持会員の中より選出する。ただし候補者は正会員及び維持会員により推薦された者並びに立候補者とする。

第 9 条 理事は代議員の互選により選出し、総会の決議によって選任する。

- 第 10 条** 各理事は総務、資金、企画等別に定める運営組織の業務を分掌する。
- 第 11 条** 監事は第 2 章に規定する正会員の中から選出し、総会の決議によって選任する。ただし理事は監事を兼任できない。
- 第 12 条** 支部長は理事の互選により選定し、理事会の承認を経て、会長の委嘱を受ける。ただし支部長候補者は本部代議員でなければならない。また、副支部長は理事の中から 1 名を支部長が指名する。
- 第 13 条** 顧問は次に規定する会員の中から理事会の決議を経て支部長が委嘱する。
①元及び前支部長 ②支部功労者
- 第 14 条** 総務幹事は支部所属の正会員の中から支部長が委嘱する。
- 第 15 条** 役員任期は 2 箇年とし再任を妨げない。ただし第 13 条に規定する顧問は本条の拘束を受けない。
- 第 16 条** 支部長は支部を代表し会務を執行する。支部長に事故がある時は副支部長がこれを代行する。
- 第 17 条** 監事は理事の職務の執行を監査するとともに、支部業務及び財産を監督し、その結果を毎年総会に報告しなければならない。
- 第 18 条** 理事及び監事に欠員を生じた場合は、補充することができる。補充した理事及び監事の任期は前任者の残任期間とし、その候補者を理事及び監事の選出時に総会の決議によって選任しておくことができる。

第 4 章 会 議

- 第 19 条** 支部の事業を遂行するため顧問会、理事会及び総会を開催する。
- 第 20 条** 顧問会は、顧問をもって組織され、支部長を補佐して支部事業の運営の円滑をはかるため、必要に応じて支部長がこれを召集する。
- 第 21 条** 理事会は、支部事業に関するすべての事項を決裁し、随時支部長がこれを召集する。なお、元及び前支部長は理事会に出席し意見を述べる事ができる。
- 第 22 条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 第 23 条** 理事会の議事については、総務幹事が議事録を作成する。理事会に出席した支部長（支部長が出席できない場合は出席した副支部長又は理事）及び監事は議事録に記名押印する。
- 第 24 条** 総会は定時総会とし毎年事業年度終了後 1 箇月以内に開催し、会計報告、事業報告、その他諸般の報告及び議決を行う。このほか必要ある場合は臨時に開催することができる。

- 第 25 条** 総会の決議は総代議員の過半数が出席し、出席した代議員の過半数をもって行う。
2. 総会に出席することができない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって決議し、又は他の代議員を代理人として決議を委任することができる。

第 5 章 資 産 及 び 会 計

- 第 26 条** 支部の事業年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 27 条** 支部経費は、本部交付金並びに支部賛助会からの費用、事業に伴う収入及び寄附金をもって充当する。
- 第 28 条** 毎年度経費の予算編成及び決算は理事会において行い、総会に報告して承認を求めるものとする。毎年度決算に剰余が生じたときは翌年度収入に繰越される。

第 6 章 附 則

- 第 29 条** 本規則を改正するときは総会を開き第 25 条に基づき出席した代議員の過半数の同意を得たうえで、本部理事会の承認を得なければならない。
- 第 30 条** 支部賛助会の取扱いは別に定める。
- 第 31 条** 本規則は平成 23 年 11 月 29 日から施行する。

第 7 章 付 記

1. 公益社団法人認定に伴い平成 23 年 11 月 29 日に内容を大幅に変更し、さらに体裁を一新した。主なる変更点は以下のとおりである。
- 1) 定款に倣い普通会员を正会員とし、さらに名誉会員を追加した。
 - 2) 評議員を代議員とし、その人数を 100 名以内とした。(評議員は財団法人に関わる機関であり、本公益社団法人の支部である関西支部の構成員は定款に倣い代議員とした。)
 - 3) 常任理事並びに常任理事会を廃止した。なお各理事には 2 年ごとに別途定められる運営組織の業務を分掌することを新たに「条」を設けて定めた。
なお常任理事会廃止に伴い支部長スタッフ機関として数名からなる運営委員会を設けることができる。
 - 4) 理事会並びに総会の決議要件を定めた。
 - 5) 本規則の改正要件に本部理事会の承認を追加した。
 - 6) 公益法人認定に伴い当認定法の趣旨に沿い従来の「賛助会員」を「支部賛助会」と呼称することとした。
 - 7) 本規則では総会、理事会、代議員、理事はそれぞれ支部のそれらであり、「本部のそれら」を指す場合は本部理事会の様に本部・・・と明記した。以下各規程、内規でも同様である。